

平成26年(2014年)11月22日 土曜日

異例の業過傷害容疑 危険ドラッグ店搜索

危険ドラッグを客に販売する際、使用上の注意説明を怠り薬物中毒を引き起こした疑いがあるとして、府警薬物対策課と東住吉署は21日、業務上過失傷害容疑で、大阪市東住吉区杭全の販売店「ドリーム」を搜索し、危険ドラッグとみられる粉末や植物片など165点を押収したと発表した。販売店の搜索で同容疑が適

用されるのは異例。薬事法違反容疑で搜索する場合、販売商品などの成分を調べることが必要があり、鑑定には数カ月かかる。今回は購入客が立て続けに救急搬送されたことや、店の周辺住民から取り締まりを求める声が強く、業務上過失傷害容疑で搜索した。

搜索容疑は10月6日と19

日、堺市と奈良県に住む20代の男性2人に、吸引すると薬物中毒を引き起こす可能性を説明せず危険ドラッグを販売し、薬物中毒を引き起こしたとしている。

府警によると、2人は購入から間もなく使用したとみられ、暴れたり嘔吐したりした後路上で倒れ、救急搬送された。